

国土交通省 総合政策局安心生活政策課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

海外から渡航する補助犬使用者への対応について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の運用につきまして、平素よりご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

同法は、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準及び認定を行う法人が認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬について、使用者に対し、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において、補助犬の同伴を拒んではならない旨、規定しています。

一方、海外から短期間来日される補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがあります。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われていますが、統一的な指針がありませんでした。そのため、本年8月には、補助犬の認定を行う法人に対して説明会を開催し、貴省にもご参加いただいたところです。

今般、同法の趣旨に鑑み、海外から短期間来日される補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるよう、補助犬の認定を行う法人に対して、別添1のとおり、海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドラインを発出し、別添2のとおり、都道府県等に対し周知しています。本ガイドラインにより、海外から来日される補助犬使用者には、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた期間限定証明書が交付され、国内滞在期間中は、日本の補助犬と同様、期間限定証明書の携行、使用する補助犬への表示をしていただくこととなります。

つきましては、期間限定証明書を表示する海外から来られた補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、同法に定める施設等を円滑に利用できるよう、貴省庁内の関係部局並びに関係機関及び関係団体等に対し、別添3のとおり、周知をいただきますようお願いいたします。

また、期間限定証明書の発行には事前の手続きが必要であることから、別添4により、来日を予定している補助犬使用者に対して、積極的に情報提供をしていただくよう、ご協力をお願いいたします。

【参考】

補助犬について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/shougai Shahukushi/hojoken/index.html

補助犬に関する海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

福祉用具専門官 秋山（内線 3089）

社会参加支援係 松橋（内線 3071）

TEL：03-5253-1111 直通：03-3595-2097